

木更津市民生委員児童委員協議会互助共励規程

(趣旨)

第1条 この規程は、木更津市民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）における互助共励について必要な事項を定める。

(慶弔金)

第2条 民生委員児童委員、主任児童委員（以下「委員」という。）及び配偶者の慶弔金は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 本人の場合 | 香典 20,000円（花輪代含む） |
| (2) 配偶者の場合 | 香典 10,000円 |

(災害見舞金)

第3条 委員が火災、風水害を受けたときの災害見舞金は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 全焼、全壊 | 20,000円 |
| (2) 半焼、半壊 | 10,000円 |

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

第5条 この規程による慶弔、見舞金に対する返礼は、行わないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日より施行する。

(廃 止)

- 2 木更津市民生委員児童委員協議会慶弔規程は平成21年3月31日をもって廃止する。

参 照

	全民児連	県民児協
本人死亡の場合	30,000円 (花輪代含む)	10,000円
配偶者死亡の場合	15,000円	3,000円